

令和4年2月1日

名古屋市会

議長 服部 将也 様

減税日本ナゴヤ

団長 浅井 康正

ふじた和秀議員に対する厳正な対処及びハラスメント等の再発防止を求める申入れ

当会派所属の田山宏之議員（以下「田山議員」という。）が、自由民主党名古屋市会議員団のふじた和秀議員（以下「ふじた議員」という。）に対し、議会運営委員会による視察先での懇親会の際に、ふじた議員から暴言、暴行を受けたことを理由に、不法行為による損害賠償を求めていた訴訟において、名古屋高等裁判所は、令和4年1月21日、ふじた議員の田山議員に対する不法行為の存在を認めてふじた議員に10万円の支払いを命じた原判決（名古屋地裁令和3年7月29日判決）を支持し、控訴を棄却しました。すなわち、名古屋地方裁判所だけでなく名古屋高等裁判所においても、ふじた議員の行為が違法であることが認定されたこととなります。

ふじた議員は、原審において、実際には「くず」、「ごみ」、「廃棄物」などの発言を含む違法な行為に及んでいたにもかかわらず、その行為を棚に上げ、議論をすり替えるために、選挙に不当な影響を与えることを目的として録音がなされたと主張し、さらには何の根拠もないにもかかわらず録音データを編集・加工した等と主張していました。ふじた議員は、その主張が認められないとわかると、控訴審において、「くず」、「ごみ」発言は、田山議員に対し政治家として奮起を促す意味で述べた等と理解に苦しむ主張をしていました。しかしながら、名古屋高等裁判所は、上記主張を含めたふじた議員の主張を採用することなく、「人を呼び止める程度の強さで触れたものであったとしても、侮辱的な発言と一連の行為として検討すると、社会通念上許される限度を超えて名誉感情を害するものとして、不法行為に当たる」、「くず、ごみという語が政治家として奮起を促す意味と捉えることは困難であり、侮辱する意図で行った発言と評価するほかない」と断じています。

事実審である地裁・高裁における事実の認定には大変重いものがあり、「名古屋市議会基本条例」の「議員は、高い倫理性を常に確立し、誠実かつ公正に職務を遂行する」（第3条第4号）や、「名古屋市会議員政治倫理綱領」の「議員は、自らの行動を厳しく律するとともに、市民の代表者としてふさわしい品位、識見を養わなければならない」（第2 第4項）、「刑事事犯等の社会的に批判を受ける行為を行わないこと」（第3 第1項第1号）に照らし、**議員として自ら出处進退に関する判断が必要な事例であると考えます**。加えて、名古屋市会としてこれを不問とすることは、議会に対する市民のみなさまの信頼と品位を著しく損なうことになりかねません。

また、この事件が議会運営委員会の視察期間中に起きていることから、議会秩序の維持及び議事運営の責任者である市会議長として、見過ごすことができない事件であると考えます。

については、名古屋市会として自浄能力を発揮し、下記事項に取り組むよう、強く要望します。

記

1. 判決を踏まえ、市民の理解を得られるよう、ふじた議員に対し、厳正に対処すること。
2. **あらゆるハラスメントを看過することのないよう、ハラスメントの相談窓口や検証するための仕組みの整備、政治倫理条例の制定など再発防止策を講じること。**

以上